

速報第3684号 R5. 7. 13発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	5年・2定 予算特別委員会 7月11日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 特別支援教育について</p> <p>(一) 特別支援学校整備の現状と課題について 本道の道立特別支援学校は、2023年度時点で66校設置されておりまして、幼児児童生徒数は5,492人となっております。20年前の2003年度は3,920人だったことと比べると、1.4倍となっております。 道教委はこれまで、幼児児童生徒数の増加に伴い、教室不足、狭隘化の対策を行ってきたと承知はしておりますけれども、実態としては対策が生徒数の増加に追いついていません。 道教委は、特別支援学校の整備の現状の課題をどう認識しているのか、まず伺います。</p> <p>(二) 寄宿舎の設置と利用状況について 学校教育法78条の規定では、寄宿舎を設けなければならないと規定されています。特別な事情による例外規定はあるのですが、道内66箇所中寄宿舎が設置されている学校は何校になっていますか。 また、全道で寄宿舎を利用している幼児児童生徒数は何人ですか。</p> <p>(三) 寄宿舎の教育的意義等について 教室数の不足などと併せてですね、今回寄宿舎のことについて、重点的に質問したいと思っているんです。 寄宿舎は、学校から遠距離に居住する児童生徒でも学校に通うことを保障する「通学困難」を解消が目的の一つであるとともに、日常の生活での支援が必要な場合に入舎して、親元から離れて仲間との生活を通じて、社会性や自立する力を育むといった「教育入舎」の役割も一つとして全国的に認知をされております。 道教委は、寄宿舎の教育的意義、通学保障、就学保障とともに、とりわけ児童生徒の発達を支援するという観点からの教育入舎の必要性についてどう認識しているのか伺います。</p> <p>(四) 寄宿舎における教育実践の普及啓発について おっしゃるとおりなんです。それで、寄宿舎生活を体験することによって、子どもと家庭が前向きに変化したという経験が多く聞かれておりまして、本も出版されております。寄宿舎が単に通学を保障するための手段にとどまらず、日常生活を通じて自立する力や生活していく力など、独自の教育機能を発揮していると言えます。 寄宿舎の教育的意義は大きいものと考えてるわけですが、こうした寄宿舎における教育実践の姿が多くの道民、とりわけこれから特別支援学校を進路の一つにしようとする児童生徒や保護者に十分に伝わっていない現状があると考えます。 寄宿舎だからこそ行える教育の姿や寄宿舎を利用した児童生徒の発達における変化が伝わる形ですね、広く広報していく必要があると考えるわけですが、どう取り組むのか伺います。</p> <p>(五) 寄宿舎の利用基準について 障がいを持った子どもと共に暮らしている保護者の皆さんがですね、少し離れることによって、人間関係が非常に良くなると、客観的に子どもも見ることができて、その成長を本当に喜び合える関係も生まれるというふう聞いております。 寄宿舎を利用することで児童生徒の発達にこうした大きな支えになったという声がある一方ですね、寄宿舎利用にあたっては通学スクールバスの対象外の地域しか利用できないという学校も現実にあります。 寄宿舎を利用したい希望があっても、スクールバスの対象範囲の中であるために、利用できないでいるとか、バス停からかなり距離があって、毎日送迎等の負担が保護者の方に発生するために、家庭状況によっては、仕事を諦めざるを得ない状況もあると</p>		<p>(道立学校配置・制度担当局長) 特別支援学校の教室不足についてであります。道教委ではこれまで、教室不足への対応として、校舎の増築や、既存施設を活用した学校の新設、通学区域の見直しなどにより、必要となる普通教室は確保できておりますが、一部の学校において、そうした対応を上回るペースで児童生徒数が増加し、依然として教室不足が続いている状況にあり、令和3年9月に施行された特別支援学校設置基準も踏まえつつ、早急に対応しなければならない課題と考えております。</p> <p>(道立学校配置・制度担当課長) 寄宿舎の設置数等についてであります。道立特別支援学校66校のうち本年5月1日現在で、寄宿舎を設置している学校は41校であり、1,393人の幼児児童生徒が入舎しております。</p> <p>(特別支援教育課長) 道立特別支援学校の寄宿舎についてであります。寄宿舎は、居住地が学校から遠隔地にあるなどの理由で通学が困難な幼児児童生徒等が利用しており、また、将来の自立と社会参加に向けた基本的な生活習慣や社会性を身に付けるとともに、家庭的な雰囲気の中、集団生活を通して人格形成を図ることができるなど、重要な生活の場としての教育的意義を有するものと考えています。</p> <p>(特別支援教育課長) 保護者等への周知についてであります。保護者や幼児児童生徒の中には、寄宿舎生活を通じ、「規律ある生活リズムや社会性を身に付けたい」、「集団生活を通じ、コミュニケーション能力を高めたい」等の理由により、入舎を希望する場合もあり、各学校では、これまでも、入学前の教育相談などにおいて、寄宿舎に入舎している幼児児童生徒の生活の様子や、集団生活の意義、成長の様子などを説明してまいりました。</p> <p>(特別支援教育課長) 寄宿舎の利用についてであります。寄宿舎への入舎など寄宿舎の管理に関する事項は、北海道立特別支援学校学則において、校長が定めることとされており、寄宿舎の利用については、居住地や保護者の要望等を踏まえながら、入舎の可否を検討しております。 各学校においては、幼児児童生徒の障がいの状態や保護者の登下校の送迎に係る負担など個々の状況を十分考慮し、可能な限り幼児児童生徒や保護者に配慮した対応を行っております。</p>		<p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>考えられます。 児童生徒一人一人の発達に応じた支援や修学機会の保障が求められており、画一的な対応ではなく個々の状況等に柔軟な対応が必要と考えるところです。寄宿舎利用を希望する児童生徒と保護者の意向に最大限応えて対応すべきと考えるところですがいかがでしょうか。</p> <p>(再質) 校長の判断によるところではあるんですけどもね、画一的な対応をしないということが、非常に重要だと思うんです。 各学校においては、可能な限り幼児児童生徒や保護者に配慮した対応を行っているという答弁だったんですけどもね、学校においては、入舎を断るなど、画一的な対応を行っている学校や、受け入れると、基本的には受け入れるということを表明しながら、実際には入舎できないという現状もあると聞いております。このような状況があるのであれば、実態の把握が必要であって、本当に保護者や子どもの発達のために良い方法を選択できるということのためにね、実態を把握して対応していくことが必要だと考えるんですけど、いかがですか。</p> <p>(指摘) 必要だと判断できて、入舎利用が選択できるように、対応すべきだと指摘をしておきます。</p>	<p>(特別支援教育課長) 入舎等の実態についてであります。今後は、入学時に入舎希望がある場合に応じられないケース等について、登下校送迎の負担など、個々の状況を確認することを検討してまいります。</p>	特別支援教育課
<p>(六) 寄宿舎の改修、改築等について 道内の特別支援学校寄宿舎については、その多くが建築時期を同じくする学校とともに、老朽化が深刻な問題となっております。道教委では、寄宿舎の改修、改築についてどのような方針のもとでこれまで対応してきたのでしょうか。</p>	<p>(施設課長) 寄宿舎の老朽化対策についてであります。『北海道ファシリティマネジメント推進方針』では、道有建築物等の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に向けた取組を進めるため、予防保全型の計画的な修繕を推進することとしておりまして、道教委では、建築後、経過年数に応じて大規模改造工事を実施するほか、耐用年数到達前に長寿命化診断を行い、必要に応じて長寿命化改修工事を実施しております。</p>	施設課
<p>(七) 寄宿舎建替の検討について このファシリティマネジメント推進方針では、築47年目を迎える前に長寿命化診断を行い、必要に応じて長寿命化改修工事を実施するというようになっておりますけれども、長寿命化改修工事を実施した後、建て替えについての検討というのはどのように行われるのでしょうか。</p>	<p>(施設課長) 寄宿舎の長寿命化の検討についてであります。道教委では、施設の適正な保全のため、『北海道ファシリティマネジメント推進方針』に基づき、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、建築後47年目を迎える前に長寿命化診断を行い、長寿命化改修工事を実施することとしておりますが、工事後につきましては、今後、道全体の道有建築物に係る取扱いの状況を踏まえ、対応してまいります。</p>	施設課
<p>(八) 老朽化した学校・寄宿舎の対応について 教育施設の優先順位は高いと思いますよ。それで私も帯広養護学校に視察に行っていました。2015年にも会派として視察調査を行ってまいりましたが、その時に天井の壁が落ちて雨漏りが何カ所も起こっていたわけですけども、中々修繕されておりました。そのことを指摘して、改善を求めたところ、流石に今回は天井と雨漏りは改修されていたんですけども、2018年の大規模改修時には寄宿舎の古くなった畳の張り替えが、予算が足りなくて実施できなかったということがわかったんです。ささくれだった畳がですね、洋服に付くんですよ。そんな環境に子どもをおいているということがわかりました。 また、学校によっては、大規模改修は行ったけれども、老朽化のために雨漏りが頻繁に発生していて、応急措置程度しか行えないという実態もあるというふうになっております。 こうした実態を道教委はどう把握しているのか。学校からの要望の際にはですね、現場職員の声が十分に反映されて改善されることが必要ではないかと考えますけどいかがでしょうか。</p>	<p>(総務政策局長) 老朽化した学校施設への対応についてでございますが、道教委では、教育活動の基盤となる学校での安全で安心な環境を確保するため、学校が毎年度作成する「施設整備計画書」などにより、改修要望を把握し、計画的及び随時の改修等を行っております。 また、児童生徒の学校生活に支障を生じている場合などにつきましては、担当職員による現地調査を行い、今後の修繕計画を見据えながら、臨時・応急的な対策を早急に検討するなど、学校施設の劣化等により、教育活動や児童生徒の安全面に影響を及ぼすことのないよう、学校の実情を踏まえて、緊急性や優先度を考慮しながら、良好な教育環境の確保に向けて整備に取り組んでおります。</p>	施設課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(指摘) あの、本気でですね、良好な教育環境の確保に向けて整備に取り組んでいるって言うんでしたら、せめて畳は早急にですね、リフォームすべきだというふうに思います。それから、予算確保には遠慮しないできちっとね、要求していただきたい。生徒がですね、自分自身が大事にされているんだと実感できるような施設整備を行っていただきたいと申し上げます。</p> <p>(九) 児童生徒の状況に配慮した学校・寄宿舎について 調査に伺って改めて実感したんですけど、寄宿舎は原則として複数人で生活するスタイルとなっていました。プライベート空間はカーテン1枚で隔られているのみで、プライバシーが確保されているとは言いがたい状況でした。特に思春期の多感な時期の児童生徒が利用する寄宿舎では、プライベート空間の確保は必要不可欠ではないかと考えます。今、兄弟でも個室で暮らしているのが標準になっているようなライフスタイルですからね、特に。 また、LGBTQの児童生徒が入舎することも想定されたと聞いております。仮にそのような事態となった場合、自分の性自認と異なる性別の生徒と同じ部屋で暮らすことの苦しみというものを考えられるでしょうか。これに対して現場でどう対応したらよいのかという率直な悩みも寄せられました。 授業空間における対応とともにですね、寄宿舎を利用した際に対応できる環境整備が必要であります。施設整備が障がいに対する合理的配慮に追い付いていない現状をどう認識し、どう是正していくのか、伺います。</p> <p>(十) 寄宿舎の教育的意義を踏まえた環境改善について 特別支援学校の生徒数は右肩上がりが増えていて一方ですね、寄宿舎利用生徒数はゆるやかに下降しています。現状ですね、通学を希望したり、インクルーシブ教育を希望するなど、様々なニーズがありますけれども、一人一人の状況に応じた選択肢が取れることが重要であります。その際、寄宿舎という選択肢を選べる環境を保障することも道教委の重大な責任であります。 寄宿舎の果たす教育的役割は、「通学困難」だけに留まらず、発達困難を有する子どもや親御さんを支える生活支援、発達支援の役割も併せ持っていると考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。 特別支援学校を利用する児童生徒数の増加は今後も見込まれておまして、学校、寄宿舎共に老朽化が進む中で、これまでにない規模とスピード感をもって環境改善に取り組む必要があると考えますが、具体的な対応をどうするのか、併せて伺います。</p> <p>(指摘) 障害者差別解消法ができておまして、障がいへの合理的な配慮が明記をされております。老朽化した寄宿舎や学校が、結果として入舎を拒むことはあってはならないということを申し上げておきたいと思えます。</p>	<p>(特別支援教育担当局長) 寄宿舎における配慮についてであります。道立特別支援学校の寄宿舎は、複数名で一室を使用する舎室となっており、現在は、一部の学校において寄宿舎生の減少に伴い、一人一室の使用となっている場合があるものの、幼児児童生徒の状況に応じて間仕切りやカーテンなどによりプライベート空間の確保に努めております。 道教委としては、幼児児童生徒の年齢や発達の段階、障がいの状況等に応じ、可能な限り、個々に応じた支援や合理的配慮がなされるよう、他県等の事例を提供するなどして、各校の取組を支援してまいります。</p> <p>(教育長) 特別支援学校の寄宿舎についてであります。道立特別支援学校の寄宿舎は、集団生活を通じて、日常生活を送る上で必要な基本的な生活習慣の確立や、社会生活において必要とされる対人関係、さらには、規範意識の向上が図られるなど、幼児児童生徒の成長にとって、教育的意義があるものと認識をいたしております。 こうした中、道教委では、子どもたちの生活の基盤となる寄宿舎に関し、安全で安心な環境を確保するため、可能な限り改修等を行っているところでありますが、寄宿舎生活に支障が生じる場合などについては、臨時・応急的な対策を早急に検討するなど、幼児児童生徒が寄宿舎生活を通して、自分の力で考え、仲間たちと協力をし、助け合いながら活動できるよう、また、生活や安全面に影響を及ぼすことのないよう、良好な教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>二 教員職員の未配置問題について (一) 未配置の現状と推移について 女性も男性も産休・育休を取ることが当たり前の時代を迎えていきます。にもかかわらず、教育現場では、代替教員が欠員となって安心して休めない深刻な職場環境となっています。上川教育局管内では道立高校、特別支援学校あわせて7人も未配置となっている訳ですけれども、全道の道立高校及び特別支援学校の未配置の現状と推移についてお示し願います。必要な教員の確保に努めると答えていた訳ですけれども、なぜ未配置が続くのかも併せて伺います。</p> <p>(意見) 欠員が異常事態なんです。緊急性をもって解決しなければならない課題なんですけれども、年度当初から欠員が常態化していることに慣れてしまっているんじゃないかと思うんですね。そうではあつてはならないと思います。</p>	<p>(教職員課長) 欠員の状況などについてであります。道立高等学校及び特別支援学校における欠員の数は、令和3年度当初は、特別支援学校で3人、4年度当初は、高等学校6人、特別支援学校7人で、計13人、今年度当初は、高等学校17人、特別支援学校9人で、計26人となっております。</p> <p>近年、教員志願者の減少が続いていることなどにより、休職や産休・育休などに伴う代替教員の配置など、教員の補充が必要であるにもかかわらず、その確保ができないことで、欠員が生じております。</p>	<p>教 職 員 課</p>
<p>(二) 未配置の要因分析について 国は産休・育休、病休者等の増加や特別支援学級数の増加などを未配置の要因として挙げておりますが、道はどう分析していますか。</p> <p>(意見) 私は別に要因があると思っておりますが、後で伺います。</p>	<p>(教職員局長) 欠員の要因についてでございますが、文部科学省が令和3年度に、各都道府県、各指定都市教育委員会を対象に実施した、『『教員不足』に関する実態調査』では、教員不足が生じた要因について、「産休・育休取得者、病休者数が見込みより増加した」や、「特別支援学級数が見込みより増加した」と回答した教育委員会が多くなっております。</p> <p>本道におきましても、年度によっては同様の要因が生じておりますほか、近年の教員採用選考検査における受検者の減少により、採用予定者数に対して余裕のある登録者の確保が難しくなっている教科などがあることに加えまして、地域によって、欠員補充のための期限付教員として任用できる人材を得ることが困難になっていることが、欠員が生じる主な要因となっております。</p>	<p>教 職 員 課</p>
<p>(三) 育休の取得期間等の変化と理由について 法定の産休はもちろんなんですが、育休取得も増えています。育休取得の期間等の変化と理由についてお示し願います。</p> <p>(意見) 育休が42名増えています。このことは歓迎すべきなんですけど、1年以下の取得が6ポイント増加して長期の取得をためらわしている現状にあるんじゃないかというふうに考えます。</p>	<p>(教職員課長) 育休の取得期間などについてであります。本道の札幌市を除く公立学校教員等の育児休業取得者数は、平成28年度は、男性が12名、女性が378名で、計390名。令和3年度は、男性が39名、女性が393名で、計432名となっております。</p> <p>男性職員は、いずれの年度も殆どが1年以下の取得であります。女性職員の取得期間ごとの割合は、平成28年度は、1年以下が16%、1年を超え2年以下が46%、2年を超える者が38%だったのに対しまして、令和3年度は、1年以下が22%、1年を超え2年以下が40%、2年を超える者が38%となっており、1年以下の取得が6ポイント増加しております。</p> <p>育休の取得期間について、個々の職員の事情までは把握しておりませんが、近年、育休代替教員の確保が難しい状況が続いていることが、長期の育休取得をためらわせることに繋がらないように努めてまいります。</p>	<p>教 職 員 課</p>
<p>(四) 復帰しない理由について 教員の多忙化が解消されず、定時退勤の難しさによってなかなか職場復帰できない実態があるのではありませんか。復帰しない職員はこれまでどれくらいいて、またその理由をどう把握していますか。</p>	<p>(教職員課長) 育休取得後の復職の状況についてでございますが、個々の職員の退職理由の詳細は把握しておりませんが、道立学校において、過去3年間に、育児休業取得後に復職せず退職した教員の数は、令和2年度と3年度はともに、高等学校で1名、特別支援学校で4名の、計5名ずつ、4年度は、特別支援学校で3名となっております。</p>	<p>教 職 員 課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(意見) やっぱり現場の苦労を考えて皆さん頑張って復帰されていると思います。</p> <p>(五) 産休・育休代替職員未配置の早急な解消について 産休・育休代替職員の未配置というのは、子どもを持つことをお互いに喜び合えない状況を生み出すという点では許されない事態であると考えております。法定の産休、法によって取得を認められている育休をとることに肩身の狭い思いをさせるなど、教育現場であってはならないことです。年度当初から正規教員がきちんと配置されていれば、十分に対応できたはずではありませんか。期限付きではなく、正規の教員採用で十分確保するなど、一刻も放置しないことが求められていると考えますが、どう対応するのか伺います。</p> <p>(意見) 半歩前進かなと思いますが、できれば正規教員の配置をしていただきたいと思います。</p>	<p>(教職員局長) 育休等の代替教員の確保についてでございますが、教員の欠員は、他の教員の業務負担ばかりではなく、こうしたことへの懸念が、産休・育休を取得する教員の心理的負担にもなりかねないものと考えております。 そのため、道教委では、これまで、様々な媒体を活用した教員の募集や、大学などの協力による潜在的な人材の発掘に努めてきたほか、今年度から新たに、年度中途からの産休・育休の取得が見込まれている場合には、国の加配を活用し、年度当初から代替の教員を配置するなど、欠員をできる限り生じさせない取組も進めてきております。 引き続き、関係機関などと課題意識を共有し、連携を強化しながら、補充のための教員の確保に努めてまいります。</p>	教職員課
<p>(六) 特別支援学校・学級の推移について 特別支援学校・学級の増加を理由にしていますけれども、こちらはどうか推移して、欠員状況はどうなっているのか。何故確保できないのか伺います。</p> <p>(意見) 少子化の中で本来なら、教員不足という状況を解消できるはずだった。それを正規雇用という安定した採用を拒んできた道教委の責任は非常に重大であると考えます。</p>	<p>(教職員課長) 学級数の推移などについてであります。道立特別支援学校につきましては、令和3年度は、67校、1,294学級で、欠員が3人、4年度は、67校、1,286学級で、欠員が7人、今年度は、66校、1,289学級で、欠員が9人となっております。 また、札幌市を除く道内の公立小中学校の特別支援学級数は、令和3年度は、3,850学級、4年度は、3,960学級、今年度は、4,024学級と、年々増加しており、特別支援学級を設置する小中学校での欠員は、令和3年度は、35人、4年度は、47人、今年度は、68人となっております。 少子化の影響により、小中学校全体では学校・学級数や教員数は減少しており、特別支援学級の増が欠員に大きく影響しているものではございませんが、先ほど答弁申し上げました、教員志望者数の減少や、期限付教員となる人材の不足などにより、欠員が増加しております。</p>	教職員課
<p>(七) 病気休職者の推移と代替措置について さて、病気休職者についてなんですけど、代替採用はできているのでしょうか。病気休職者の推移はどうなっているのか。正規教員の欠員に対し、どう対応しているのか。代替措置をどうとっているのか伺います。</p> <p>(意見) 現場の業務負担が増加することによって、本人も安心して療養できないんですね。本当にまずい人間関係になってしまうんじゃないかと懸念するところですね。</p>	<p>(教職員課長) 病気休職者の推移などについてであります。道立学校における教員の病気による休職者は、令和3年度当初は、43名、4年度当初は、36名、今年度当初は、60名となっております。 教員が休職する場合は、代替のための期限付教員や時間講師を配置しておりますが、人材を確保できないことにより、令和3年度は、2人、4年度は、1人、今年度は、4人が欠員となっております。</p>	教職員課
<p>(八) 正規教員と期限付教員の数と比率の推移について 今ほどもずっと申し上げてきましたけれども、この教員を確保できない「未配置」となる公立学校が増えている中、佐久間亜紀慶応大学教授は、最大の要因は、正規教員の少なさであるとの見解を示して、2022年11月28日号のアエラで紹介されておりました。教員のうち、正規雇用教員の未配置の人数はどう推移しているのでしょうか。</p>	<p>(教職員課長) 期限付教員の数などについてであります。道立高等学校においては、病休や産休・育休に係るものを除き、令和3年度は、正規教員が5,949人、期限付教員が76人、欠員はなし、4年度は、正規が5,779人、期限付が108人、欠員が6人、今年度は、正規が5,657人、期限付が127人、欠員が14人であり、期限付教員の比率は、令和3年度が1.3%、4年度が1.8%、今年度が</p>	教職員課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>また、正規教員と期限付教員の数と比率の推移も併せてお示し願います。</p> <p>(指摘) ちょっと数字が並んで分かりにくいんですけども、道立高等学校においては、実数で292人3年間で減少し、逆に期限付が51人増加しています。期限付の比率はこの3年間で1.69倍になっています。道立特別支援学校においては、正規教員が83人実数で減っておりまして、期限付が28人増加し、比率で言いますと1.34倍になっているわけです。期限付が増えているわけです。</p> <p>こうした状態がやはり不安定な職場となっていつて職場の環境を悪くさせている。やはり正規教員を増やしていくことと併せてですね、それを補充する形での非正規での期限付の雇用で補充するというのをやっていかないと、どんどんと期限付を増やす結果になっては、本当に職場が大変になるというふうに考えますし、子どもたちにとっても非常に不安定な状況が生まれるというふうに指摘せざるを得ません。こここのところは、しっかりと改善していくということが必要だと考えております。</p> <p>(九) 教職員確保対策について 1 勸奨退職について それから、教職員不足の中で、道は未配置を放置する一方でですね、勸奨退職で今年度末で高校で21人、特別支援で16人の退職を勧めております。教職員の不足を回避しようとするのであれば、勸奨退職は今必要なんでしょうか。就業継続を進めるよう見直すなど、教職員確保を最優先とする対策へ転換すべきではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。</p> <p>(意見) 私は勸奨残留という制度も作って欲しいと思えますよ。欠員がでていないならそういう答弁も構いませんけれども、実際には欠員が生まれているわけですから、こここのところは良く説得と納得で残留していただけるように、道教委としても努力していただきたいと思えます。</p> <p>2 教員免許更新制について これまで教員不足には、例えば、これまで免許更新制による免許失効者の増加などの影響もあったものと考えられるが、教員免許更新制の廃止を踏まえ、今後どのように取り組むのか伺います。</p> <p>(意見) 道教委のネットワークを通じて、個別にアプローチできるように実態把握して対応していただきたいということを申し上げておきます。</p>	<p>1.2%で推移しております。</p> <p>また、道立特別支援学校につきましては、令和3年度は、正規が3,006人、期限付が91人、欠員が1人、4年度は、正規が2,958人、期限付が105人、欠員が3人、今年度は、正規が2,923人、期限付が119人、欠員が6人であり、期限付教員の比率は令和3年度が2.9%、4年度が3.4%、今年度が3.9%で推移しております。</p> <p>(教育部長) 勸奨退職についてであります。勸奨退職は、職員の新陳代謝を促進し、組織の活性化と公務能率の増進に資するため実施しているものであり、効果的な人事施策を行うために必要なものと考えております。</p> <p>また、退職を控えた職員の、多様なライフプランを支援するための選択肢の一つとしても、引き続き必要な施策であると考えておりまして、勸奨退職により欠員が生じることのないよう、希望する教員の見込数を的確に把握し、採用計画に反映するなど、引き続き、適切な人事管理に努めてまいります。</p> <p>(教職員課長) 免許更新制についてであります。昨年7月に、教員免許更新制が発展的に解消されたことにより、旧制度の下で、教員免許を失効された方や、免許がいわゆる休眠状態にある方につきましても、欠員の解消に向けた貴重な人材になり得るものと考えております。</p> <p>更新制の廃止に伴い、教員免許を失効された方は再授与の手続きを経た上で、また、休眠状態の方は手続き不要で任用が可能でありまして、道教委では、こうした取扱いについて、ホームページ上での周知や、教員募集のリーフレットへの掲載に加え、大学に対しては卒業生への情報提供を依頼してきました。</p> <p>引き続き、市町村教育委員会や大学などの関係機関の協力も得ながら、こうした情報がより多くの教員免許所有者に届きますよう、工夫しながら周知してまいります。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(十) 免許外教科担任について 次に免許外教科担任ですが、中学校・高校では専門教科を学ぶことは、人格の形成においてとても重要です。ところが北海道は、無免許といわれるような、専門免許を持たずに教科担任をさせられている免許外教科担任の許可件数が全国最悪であります。</p> <p>(意見) 815件残っているわけですから、胸を張って答えられる状況ではないと思います。 解消した時点で胸を張って教えてください。</p>	<p>(教職員局長) 免許外教科担任についてではありますが、教員免許制度は、質の高い教育の提供を、教員の資質能力の面から制度的に担保するものでございまして、免許外教科担任はその例外として、抑制的に用いるべきものであることに加え、専門以外の教科の指導は、教員にとって大きな負担を伴うものと考えております。 小規模校が多い地域性から、本道では、他都府県と比較し、免許外教科担任が多くなっておりますが、これまで、加配教員や非常勤講師の活用のほか、複数免許所有者の効率的な配置や複数校での兼務など、人事配置上の工夫をしながら、その解消に努めてきておりまして、平成29年度は1,066件であったものが、令和3年度には815件と、近年、免許外教科担任は減少してきております。 道教委といたしましては、引き続き、その解消に努めますとともに、許可する場合にあっては、教科指導に必要な専門性を補えるよう、研修や指導主事による助言などの支援策を講じるなど、教育の質の確保と教員の負担軽減に努めてまいります。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(十一) 今後の取組について 先に紹介した佐久間教授は、教員未配置は正規教員の採用抑制という政策的な要因で起きている問題であり、公教育の学びを守るために、この問題に立ち向かわなければいけない時期に来ていると指摘をしております。その通りだと思います。教員の未配置問題は、教職員の働き方が改善されず、なり手不足の象徴となっているといえます。公教育の役割を果たしていく責任がある道教委においては、未配置問題を軽く考えているのではないかと感じますけれども、欠員の解消を先延ばししてはなりません。何としても解決すると声明できるのかどうかお伺いします。</p> <p>(意見) 魅力ある職場であると胸を張って答えられるようになって、ぜひ、解消していただきたいと思います。</p>	<p>(教育部長) 今後の取組についてではありますが、子どもたちの豊かな学びを保障する上で、その直接の担い手となる優秀な教員を確保することは何よりも重要であり、欠員の解消は最優先で取り組まなければならない課題と認識しております。 道教委では、これまで様々な媒体の活用による教員の募集に加え、市町村教育委員会や大学などの協力による潜在的な人材の発掘などにより、欠員の補充に努めてきておりますが、未だその解消には至ってはおらず、さらに取組を強化していく必要があります。 道教委といたしましては、これまでの取組の成果や課題などを検証しながら、より実行のある取組を推進するとともに、働き方改革の取組をさらに加速させ、教員がその意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努め、教員の確保に全力で取り組んでまいります。</p>	<p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>三 校則の見直しについて</p> <p>(一) 校則の見直しによる児童生徒の変化について 2021年の一般質問で校則の実態調査をもとに、見直しを求めた結果、全校で見直しが加速しているものと承知をしております。道教委は、2021年、2022年と連続して校則見直しの調査結果を明らかにしており、私はその度に質問してきました。見直しの結果、全校で地毛証明の提出を求めない、ツーブロックなど特定の髪型を禁止しない、校則をホームページに公表するなど、大きな変化ももたらされまして、子どもたちにも喜ばれています。校則見直しによる子どもたちの変化について、どう把握しているのか、まず伺います。</p> <p>(二) 今年の調査の留意点について 全部が全部そうになっているわけではないんですけども、非常に前向きな変化が見られているということですね。 しかし一方で、課題も多く残っています。今年も調査を行っているけども、調査においてどのような点に留意されたのでしょうか。</p> <p>(三) 不断の見直しの取り組みについて 私は、十分ががんばっている学校の事例を紹介するのも大事だと思うんですけどね、やっぱり困難なところもあると思うので、そうしたところの状況も把握していただきたいと思うんですね。 昨年の質問で、点検は行ったが、見直しはしなかったが49校ないし40校ありました。校則見直しの手続きについて、生徒や保護者に周知していないが37校ありました。不断の見直しが必要だとする道教委と、繁忙な現場では認識に差があるのではないかと考えます。学校は生徒も職員も一度として同じ状況ではありませんよね。ブラック校則と言われる事態が幾分改善されてきたとはいえ、教育長が言うとおり、絶えず積極的に取り組む教育課題として、まだ現存しているわけです。一過性にとどまらず見直しが進むように取り組む必要があるのではないかと考えますけど、いかがでしょうか。</p> <p>(四) 教職員間の共通理解について 社会の常識というものも変化してきていますので、そうしたことも含めてよく話し合う必要があるというふうに思います。 2022年の調査では、「校則を見直す意義について、教職員間の共通理解を得ることに時間を要している」とされていたんですけども、その後どう取り組んで、その結果、効果を得られたのかどうか、伺いたいと思います。</p> <p>(五) 子どもの権利を尊重した指導実態について 道教委は、2022年10月の予算特別委員会で、児童生徒の権利を尊重した内容になるよう指導したと答えていたわけです。ところが、そうでない実態が寄せられました。髪型というのは、個人の価値観・表現の自由によるところが多いわけですけども、今も、入学後、髪カラーで髪の色をチェックしている高校があります。それから、縮毛の生徒は髪を伸ばして、こう引っ張ってですね、長いということで、カットするよう指導されたなど、不合理な実態の相談がありました。校則の見直しと、生徒指導のあり方。ここに今も乖離があるのではないかとというふう</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の見直しによる生徒の状況等についてであります。令和3年12月に、各道立学校に対し、校則見直し等に関する通知を發出し、その後、生徒が主体となり校則の見直しを進めた学校においては、例えば、生徒が自ら校則を見直すための委員会を立ち上げた事例や、生徒同士で校則について意見を出し合い、頭髪や服装検査を教職員が行う方法から生徒同士で行う方法に改めた事例があるなど、生徒が学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、生徒自身が校則の根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった行動が見られるようになったケースがあります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 本年度の取組についてであります。道教委では、道立学校に対し、生徒指導にかかわる各種会議や校長会議等を通じ、 ・校則の内容が、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すこと ・校則の見直しや運用について、全教職員の理解を深め、生徒に意見を聴取するなどの必要な取組を進めること などを指導助言しており、本年度は、各学校における校則を見直す際の手続きや、生徒が主体的に校則の見直しに参画した取組事例について、把握することとしております。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 校則の見直しについてであります。学校を取り巻く環境や児童生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、児童生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不断に見直すことが必要であり、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性に関し、学校と児童生徒・保護者との間において、共通理解を持つことが重要です。 道教委といたしましては、引き続き、各学校での校則の見直しに関する取組状況を把握するとともに、校則の見直しの手続きや、生徒・保護者の参画など、各学校が自校の実情に応じて適切に見直しを図るよう指導助言してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 教職員間の共通理解についてであります。道教委では、全ての道立学校を対象に、令和4年5月から6月にかけて実施した校則の見直し等に関する取組についての調査結果を通知し、全教職員の理解を深めるよう指導いたしました。その後においても、学校によっては、校則を見直す意義などについて、教職員間で十分な共通理解が図られていない状況もあります。 このため、毎年度実施する各管内での生徒指導連絡協議会において、各学校の生徒指導担当教員等を対象に、校則の見直しに当たっては、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりする機会を設ける仕組みを運用することに関し、その意義についての理解を深め、各学校において取組が促進されるよう指導助言しております。</p> <p>(生徒指導・学校安全担当局長) 校則に関する指導についてであります。生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができ存在へと自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動であり、こうした生徒指導のねらいを各学校に浸透できるよう、道教委といたしましては、校則に基づく指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切に指導するとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守るよう指導することや、教員が、形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみで指導になっていないか注意を払うことなどについて、指導助言しております。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>に考えるわけですが、道はこうした実態を把握しているのでしょうか。</p> <p>(指摘) 先生の方も大変だと思うんですよ。でも、やっぱりお互いに話し合っ、共通理解を深めながら進めていくしかないのかなというふうに思いますけれども、よく実態を見ていただきたいというふうに思います。</p> <p>(六) 健全性の考え方について 校則は健全な学校生活を営み、成長していくための行動指針だと、道教委は述べているわけですが、生徒との共通理解がなければ押し付けととられかねません。健全性とは何かということも具体的に示して、共通理解に向けてどう取り組んでいるのか伺います。</p> <p>(指摘) 必要かつ合理的な範囲内っていうのが、どういうことかということ具体的ですね、共通理解しなければならぬというふうに考えます。まあ、課題の一つだというふうに思います。</p>	<p>(学校教育監) 校則等についてであります、校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針であって、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであり、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているものは、見直す必要があると考えております。 道教委といたしましては、各学校において、健全な学校生活を送る上で必要かつ合理的に定められる校則の内容や、その運用に関し、生徒が話し合う場や、保護者の皆様から意見を聴取したりする機会を設けるなど、校則の必要性や合理性等についての共通理解が促進されるよう指導助言しているところでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(七) 「華美」の基準と説明について 私、校則を調べていく中で、特に気になったのが、華美な髪型、華美な下着などは認めないというんですけど、これ、なぜなのでしょう。また、華美っていうものの基準とは何なのか。合理的な理由があるのか伺いたいと思います。</p> <p>(指摘) これまでの伝統だとか、誇りだとか、そういうものに縛られることなくですね、その時代を生きる子どもたちの、らしさというものが改めてこれからの時代の学校らしさをね、作っていくものだと思うんですよ。 ですから、らしさを押し付けるのではなくて、生徒の判断に委ねられる指導をしていただきたいということをお願いいたします。</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の基準についてであります、校則は、学校が教育目標を達成するため、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律について、社会環境や児童生徒の実情を踏まえ、必要かつ合理的な範囲内において定めるものであります。 現在、頭髪や服装の基準の見直しを行っている学校の中には、生徒自らが、校則の内容についての考えを意見書にまとめ、その後、進学先の大学や企業からの助言等をもらいながら校則の見直しに取り組んでいる事例もあり、そうした多様な考え方の中から、自校の実情に合った、合理的な基準等を形成することが大切であります。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(八) 生徒指導の見直しについて 児童生徒が萎縮することなく、意見を述べることでできて、生徒と教職員が互いにリスペクトしながら、生徒の能力をさらに引き出し、成長につなげることができるのだろうかというふうに考えております。生徒の価値観も多様となって、育ちの環境も学習環境も全く異なる生徒たちを前に学校教育に携わる教職員の努力は並々ならないというふうに考えますが、生徒指導はどう見直されているのか伺います。</p>	<p>(生徒指導・学校安全担当局長) 生徒指導の見直しについてであります、昨年12月に改訂された生徒指導の基本書である「生徒指導提要」では、生徒指導を「自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」と示されていたことに加え、「児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き」と示されました。 このことから、これまでの生徒指導と比べまして、児童生徒の発達を支える働きが重要視される、いわば「させる指導」から「支える指導」へと見直されたものと考えております。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>
<p>(九) 生徒指導の見直しの必要性について しかしね、実態は、そうっていないんですよ。ある高校では、生徒は常にですね、就職試験や検定試験に臨むような緊張を日常的に生徒指導の下で強いられているという状況があります。しかし、それが学校なんですか。思春期の子どもたちが学びと共に、経験を積み、人格を完成させていく上で、</p>	<p>(学校教育監) 生徒指導の在り方についてであります、近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化をする中、生徒指導をめぐる状況も変化をしていることから、国は、生徒指導の基本的な考え方や、取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応するため、「生徒指導提要」を改訂しました。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>遊びやリラックス、学校においても緊張から解放される時間が必要ではないかと考えます。過度な競争的環境の改善が国連から何度も勧告を受けている日本の国で、2022年514人もの子どもが自ら命を絶っているという聞いて、私は愕然としました。生徒指導のあり方についても、校則の見直し同様、やっぱり見直ししてくべきではないかと考えますけど、いかがでしょうか。</p> <p>(十) 校則見直しによる教育効果について 校則は、最終的に校長が定めるものでありますけれども、教職員の方もね、心にゆとりをもった職場環境になっていないと、なかなか子どもたちの意見も受け止められないような状況もあると思うんですね。ですから、お互いに学校の中で話し合える、そういう環境を作るといことは非常に重要ではないかと思えます。</p> <p>また、児童生徒が声を上げれば校則は変えられるんだと、同時に変えるための努力を経験する大事な機会だと私は考えております。自己肯定感を高め、過ごしやすい学びの場となって、教育効果が高まるように今後の取組を求めたいと思えますけど、教育長の見解を伺います。</p> <p>(指摘) 道教委からの指導もですね管理的な指導ではなく、教育的な指導にさせていただくように求めておきたいと思えます。</p> <p>四 学習権の保障等について (一) 学習権の保障について 虐待や触法行為などによって、児童相談所や里親などに委託する一時保護の子どもたちが、年間1500人を超えています。一時保護所で保護する児童は2021年度で977人となって、毎年1000人近くとなっている状況です。基本は児童相談所職員が行動観察や生活指導のほか、学習指導も行っている聞いております。</p> <p>児童生徒の学習権の保障が私はそうは言っても必要だという考えから、一時保護所の子どもたちにどのような対応がなされているのか伺いたいと思えます。</p> <p>(二) 遠隔授業等の参加について 指導要録上出席扱いとなるような教育環境になければならないということだと思えますね。だからなおのこと、教育の充実に、学校や教育委員会の責任が高まっていくんじゃないかと考えます。</p> <p>一時保護の担当エリアというのは非常に広いです。例えば旭川市の児童相談所には、上川宗谷管内全域から対象となって一時保護されます。これまでの学校にはお別れの機会もなく通学できなくなる例もあるというふうに承知をしております。学習については在籍校からテキスト等の提供などがあったというふうに承知をしておりますが、一人一台端末の時代、遠隔地の一時保護所でも本人が希望すればですね、ホームルームや授業に参加できるような取組も必要ではないかと考えます。これまでの実績があったら、御紹介いただきたいと思えます。</p> <p>(三) 今後の対応について 事例があったということで、ほとんどないわけです。ほとんどないんです。だからやっぱり、教育の方からアプローチしていただくことが重要だと思います。</p> <p>単に勉強だけでなく、一時保護された子どもは、スマホも持たないようなので、学校や生徒同士のつながりも断たれてしまうこともあるということも推計されます。学習権とともに、子どもの成長を見守る学校の何らかの対応が必要ではないかというふうにご質問させていただきました。ただ、私もちょっと思慮が浅かったのかもしれないけど</p>	<p>道教委としても、昨年6月に「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保が法的に位置付けられたことなど、こうした国の動きを十分踏まえ、各学校において、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動が展開されるよう本道における生徒指導の改善・充実に向け、各学校と連携・協力しながら取り組んでまいります。</p> <p>(教育長) 校則の見直しに関し、その教育効果などについてであります。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、校長が定めるものであります。その見直しの過程において、生徒や保護者の方々の意見を聞くことは、生徒一人一人が校則を自分のものとして捉え、また生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった、主体的・自立的に行動することができる態度を育成するなどの教育的な効果があるものと考えております。</p> <p>道教委といたしましては、各道立高校の状況に応じて取組が一層進むよう必要な指導を行うほか、生徒一人一人の人権や個性が尊重され、よりよい学校生活を送ることができる体制づくりを支援してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 児童生徒への学習指導などについてであります。児童相談所等に一時保護されている児童生徒の中には、学習をするだけの精神状況にないケースや授業を十分に受けていないため、基礎的な学力が身に付いていない児童生徒がいることから、個々の状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と一時保護所が緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議し、一日の過ごし方としては、例えば、学習支援や、スポーツ等のレクリエーション、読書や音楽鑑賞などをしております。なお、一定の要件を満たす場合には指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとするなどの対応をしております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 遠隔授業についてであります。道の関係部局によりますと、道内の児童相談所において、一時保護の間に、在籍校からのオンライン配信を受け、授業に参加した事例があったと聞いております。</p> <p>(教育長) 児童生徒への対応についてであります。厚生労働省の児童相談所運営指針や、一時保護ガイドラインでは、一時保護所への入所時には、子どもたちは、精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮することや、個別対応しなければならぬ事例の場合、個別対応プログラムを作り対応することとされております。</p> <p>道教委といたしましては、児童生徒がこうした考え方のもとで一時保護されていることを踏まえ、児童生徒の学習機会の充実に向け、児童相談所と在籍</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>も、一時保護を知られたくないお子さんもいらっしゃるかもしれませんが。だから、子どもの状況をよく把握をして、考えを聞いた上で対応しなければならないということは重要だというふうに感じました。</p> <p>子どもたちの人生の中で、学校がどんな思い出となるのか、想像はちょっとできないわけですが、教育現場としての学校の役割を今一度考える機会にさせていただきたいと考えております。一時保護された児童生徒への対応を改めて検討していただきたいと考えているところですが、教育長の見解を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>先ほど、白川委員の質問に、教育長は、いつどこに住んでも健やかな成長につながる学習環境が整備されるよう取り組むと答えていらっしゃいました。一時保護された子どもたちも、それから先ほど申し上げました特別支援教育の中ですね、寄宿舎で過ごしている子どもたちにもですね、そうした教育が保障されるように一層の尽力を求めて質問を終わります。</p>	<p>校が十分に連携・協議をし、一人一人の子どもたちの状況に応じて、適切に対応していけるよう、関係部局と連携をし、市町村教育委員会や関係機関に働きかけてまいります。</p>	